

# 日本獣医腎泌尿器学会 認定医 認定制度 規程

## 第1章 総則

- 第1条 日本獣医腎泌尿器学会（以下、学会と略記）は、この規則によって、認定制度を定める。
- 第2条 この制度は、獣医腎泌尿器科学に関する臨床ならびに研究の健全な発展普及と腎泌尿器学の進歩を促進し、人と動物の福祉ならびに学術の発展に貢献することを目的とする。

## 第2章 認定制度の運用

- 第3条 学会は、会則 II.-4.-6)に基づき認定制度を適正かつ円滑に運営するため、学会認定審査委員会（以下、認定審査委員会）を設置する

## 第3章 認定審査、認定更新に関する公告

- 第4条 認定審査、認定更新の期日、認定要件、手続きの詳細などに関しては、学会ホームページ上 (<https://javnu.jp>) で公告する。

## 第4章 認定資格の種類

- 第5条 学会は認定医と上級認定医を認定する。
- 第6条 認定医および上級認定医の英語表記は、それぞれ、Japanese Association of Veterinary Nephrology and Urology Qualified Nephrologist and Urologist および Japanese Association of Veterinary Nephrology and Urology Qualified Senior Nephrologist and Urologist とする。

## 第5章 認定医ならびに上級認定医の認定審査

- 第7条 認定審査は、認定審査委員会が行う。
- 第8条 認定審査は、所定の申請書類を認定審査委員会に提出することで開始される。
- 第9条 認定医の新規認定を申請する者は、申請時に次の各号に定める資格をすべて具備していなければならない。

1. 日本の獣医師免許を有すること
2. 認定医を申請する日から遡り、3年以上継続して学会の会員であること
3. 認定医制度に参加後、3回以上の本学会学術集會に参加していること
4. 認定医制度に参加後、10回以上の本学会認定講習會に参加していること

5. 別表の業績実績単位に基づき、認定医制度に参加後、認定医を申請する日から遡って5年以内に業績実績単位を13単位以上取得していること

認定医認定に必要な業績実績単位

必要単位数	13 単位
学術集会への参加単位	3 単位以上 (1 回の参加毎に 1 単位付与)
学会認定講習会への参加単位	10 単位以上 (1 回の参加毎に 1 単位付与)

第10条 上級認定医の認定医の新規認定を申請する者は、申請時に次の各号に定める資格をすべて具備していなければならない。

1. 認定医資格を有していること
2. 上級認定医を申請する日から遡り、6年以上継続して学会の会員であること
3. 上級認定医制度に参加後、本学会学術集会に3回以上参加していること
4. 上級認定医制度に参加後、15回以上の本学会認定講習会に参加していること
5. 上級認定医制度に参加後、本学会学術集会にて口頭発表を1回以上行っていること
6. 上級認定医制度に参加後、本学会学術誌\*において筆頭著者（あるいは責任著者）として1報以上の論文発表を行っていること
7. 別表の業績実績単位に基づいて、上級認定医制度に参加後、上級認定医を申請する日から遡って6年以内に業績実績単位を20単位以上取得していること

上級認定医に必要な業績実績単位

必要単位数	20 単位
学術集会参加単位	3 単位以上 (1 回の参加毎に 1 単位付与)
学会認定講習会への参加単位	15 単位以上 (1 回の参加毎に 1 単位付与)
学術集会での発表単位 (筆頭発表)	1 単位以上 (発表 1 回につき 1 単位付与)
学会誌での論文発表単位 (筆頭発表)	1 単位以上 (発表 1 回につき 1 単位付与)

\*論文発表については本学会学術誌に加えて日本獣医師会雑誌あるいはPubMed 収載誌への発表でも良い

## 第6章 認定医、上級認定医の認定期間

第11条 認定審査に合格した場合、合格した年度の翌年度の4月1日から認定医あるいは上級認定医として5年間認定され、認定後5年目の3月31日にその認定は失効する。  
 なお、本規定の年度とは4月1日から翌年の3月31日までを指す。

## 第7章 認定医、上級認定医の資格更新

第12条 認定医および上級認定医はその認定が失効する前年度末に、それぞれの資格の更新申請を行うことによって更新される。

第13条 認定医の資格更新する者は、更新申請時に次の各号に定める資格をすべて具備していなければならない。

1. 認定医資格を有していること
2. 認定医取得（更新）後、継続して学会の会員であり会費を納入していること
3. 認定医取得（更新）後、本学会学術集会上に3回以上参加していること
4. 別表の業績実績単位に基づいて、認定医の認定期間内に業績実績単位を13単位以上取得していること

### 認定医更新に必要な業績実績単位

必要単位数	13 単位
学術集会参加単位	3 単位以上（1回の参加毎に1単位付与）
学会認定講習会への参加単位	10 単位以上（1回の参加毎に1単位付与）

第14条 上級認定医の資格更新する者は、更新申請時に次の各号に定める資格をすべて具備していなければならない。

1. 上級認定医資格を有していること
2. 上級認定医取得（更新）後、継続して学会の会員であること
3. 上級認定医取得（更新）後、本学会学術集会上に3回以上参加していること
4. 上級認定医取得（更新）後、本学会学術集会上にて1回以上口頭発表していること
5. 別表の業績実績単位に基づいて、上級認定医の認定期間内に業績実績単位を14単位以上取得していること

### 上級認定医更新に必要な業績実績単位

必要単位数	14 単位
学術集会参加単位	3 単位以上（1回の参加毎に1単位付与）
学会認定講習会への参加単位	10 単位以上（1回の参加毎に1単位付与）
学術集会での発表単位（筆頭発表）	1 単位以上（発表1回につき1単位付与）

## 第8章 設立認定医の認定

第15条 認定医および上級認定医制度を円滑に運営する目的で、一定期間、学会の理事を設立認定医に認定することとする。

第16条 設立認定医が理事職の任を離れた時は、設立認定医の認定も取り消される。

## 第9章 認定の喪失・取り消し

第17条 認定医、上級認定医は、次の各号の事由によりその資格を喪失する。

1. 会員の資格を喪失したとき
2. 認定医、上級認定医の資格を辞退したとき
3. 認定の更新を申請しなかったとき

第18条 会長は、認定医、上級認定医としてふさわしくない行為のあったものに対し理事会の議を経て資格を取り消すことができる。